



NEWS(PRESS) RELEASE

令和 7年 2月20日

志摩市 政策推進部 スマート改革・資産経営課

タ イ ト ル	3月3日（月）～ 市民課や各支所などの窓口で キャッシュレス決済が利用できます！
概 要	市民課や課税課、各支所の窓口で、住民票の写しなど証明書の交付手数料の支払いに、クレジットカードや電子マネーなどのキャッシュレス決済が利用できるようになります。 利用できるところ 市民課、課税課、各支所 キャッシュレス決済の対象となる手数料 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部（一部）事項証明書、税証明書などの交付手数料 利用できるキャッシュレス決済サービス クレジットカード 電子マネー QRコード ※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。 注：PiTaPa はご利用いただけません。 ご利用時の注意事項 ● 電子マネーなどのチャージは行えません。 ● クレジットカードは一括払いのみで、分割での支払いはできません。 ● システム障害時には、現金のみのお取り扱いになる場合があります。 ● キャッシュレス決済でお支払された場合は領収書の発行ができませんので、領収書が必要な人は現金でお支払いください。 ● 出納室でもキャッシュレス決済の利用はできますが、キャッシュレス決済の対象となる手数料の範囲に限ります。 —今後の予定— 4月（予定）からは、観光施設（海ほおずき、ともやま公園、パークゴルフ場、観光農園）でも、キャッシュレス決済が利用できるようになる予定です。
お 問 合 せ 先	志摩市 政策推進部 スマート改革・資産経営課 担当 池田 TEL 0599-44-0204 FAX 0599-44-5252 E-mail shima-dx@city.shima.lg.jp

